

佐久市地域防災計画

令和2年度修正~~（案）~~

（令和2年9月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="152 252 779 279">第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p data-bbox="152 316 1010 683">市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p>	<p data-bbox="1039 252 1666 279">第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p data-bbox="1039 304 1883 475">市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p>	<p data-bbox="1926 252 2092 523">国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正による追加 本文 P71</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6章 南海トラフ地震</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 計画の目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)を中心に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることが義務づけられている。</p> <p>佐久市は、推進地域の指定を受けていないが(佐久地域の推進地域指定は、川上村、南牧村のみ)、その隣接地域として、南海トラフ地震による不測の事態に備えることを目的とする。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。</p> <p>3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1編第2節「防災に関する実施責任」及び第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照のこと。</p>		<p>国の防災計画・長野県地域防災計画の修正による新設 本文 P969</p>

新	旧	修正理由・備考						
<p data-bbox="159 268 562 293">4 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p data-bbox="170 331 707 357">(1) 南海トラフ地震臨時情報の名称及び発表条件</p> <table border="1" data-bbox="192 371 1014 1197"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 371 465 438">情報名</th> <th data-bbox="465 371 1014 438">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 438 465 762">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="465 438 1014 762"> <p data-bbox="477 464 981 635">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</p> <p data-bbox="477 675 981 748">○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 762 465 1197">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="465 762 1014 1197"> <p data-bbox="477 788 981 861">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</p> <p data-bbox="477 901 981 1023">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p data-bbox="477 1062 981 1184">※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="159 1225 994 1347">南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<p data-bbox="477 464 981 635">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</p> <p data-bbox="477 675 981 748">○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>	南海トラフ地震関連解説情報	<p data-bbox="477 788 981 861">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</p> <p data-bbox="477 901 981 1023">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p data-bbox="477 1062 981 1184">※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>		<p data-bbox="1928 252 2089 472">国の防災計画・長野県地域防災計画の修正による新設 本文 P969</p>
情報名	情報発表条件							
南海トラフ地震臨時情報	<p data-bbox="477 464 981 635">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</p> <p data-bbox="477 675 981 748">○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>							
南海トラフ地震関連解説情報	<p data-bbox="477 788 981 861">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</p> <p data-bbox="477 901 981 1023">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p data-bbox="477 1062 981 1184">※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>							

新	旧	修正理由・備考
<p>(2) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ</p> <pre> graph TD A[南海トラフの想定震源域又はその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性] --> B[気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表] B --> C[有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、起こった現象を評価] C --> D1[M8以上の地震] C --> D2[M7以上の地震] C --> D3[ゆっくりすべり] C --> D4[左の条件を満たさない場合] D1 --> E1[南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)] D2 --> E2[南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)] D3 --> E2 D4 --> E3[南海トラフ地震臨時情報(調査終了)] </pre> <p>現象発生</p> <p>5～30分後</p> <p>1～2時間後</p> <p>2時間後(最短)</p>		<p>国の防災計画・長野県地域防災計画の修正による新設 本文 P970</p>

新			旧	修正理由・備考
				国の防災計画・長野県地域防災計画の修正による新設 本文 P971
節	節名	各節の使用法		
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	<p>「第5章 東海地震に関する事前対策計画」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「東海地震」を「南海トラフ地震」に ● 「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に ● 「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に 		
第3節	情報収集伝達計画			
第4節	広報計画			
第5節	避難活動			
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画			
第7節	医療救護及び保険衛生活動計画			
第8節	児童生徒等の保護活動計画			
第9節	消防・救急救助対策等			
第10節	売り惜しみ・買い占め等の防止			
第11節	交通及び輸送対策			
第12節	他機関に対する応援の要請			
第13節	自主防災組織の活動計画			
第14節	事業所等対策計画			

新	旧	修正理由・備考				
<p>第1編 総則 第3節 防災上重要な機関の処置すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="176 339 987 679"> <tr> <td data-bbox="176 339 396 679"> <p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p> </td> <td data-bbox="400 339 987 679"> <p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p> </td> </tr> </table> <p>第1編 第4節 佐久市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>佐久市は、長野県の東部にあり、北に浅間山、南に八ヶ岳を望み、蓼科山、双子山、荒船山などに囲まれた佐久盆地のほぼ中央部に位置しており、総面積は423.51km²である。</p> <p>(4) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>中部横断自動車道については、これまでの建設促進への取組みが実を結び、佐久小諸JCT～八千穂高原IC間が開通、残る八千穂高原IC～山梨県長坂JCT(仮称)間が基本計画区間であり、・・・</p>	<p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p>	<p>第1編 総則 第3節 防災上重要な機関の処置すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1055 339 1865 679"> <tr> <td data-bbox="1055 339 1274 679"> <p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p> </td> <td data-bbox="1279 339 1865 679"> <p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p> </td> </tr> </table> <p>第1編 第4節 佐久市の概要</p> <p>1 自然条件</p> <p>佐久市は、長野県の東部にあり、北に浅間山、南に八ヶ岳を望み、蓼科山、双子山、荒船山などに囲まれた佐久盆地のほぼ中央部に位置しており、総面積は423.99km²である。</p> <p>(4) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>中部横断自動車道については、これまでの建設促進への取組みが実を結び、佐久小諸JCT～佐久南IC間が開通、佐久南IC～八千穂高原IC間が整備計画区間である。残る八千穂高原IC～山梨県長坂JCT(仮称)間が基本計画区間であり、・・・・・・</p>	<p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報等の追加 本文P4</p> <p>最新の調査面積に修正 本文P8</p> <p>道路開通に伴う修正 本文P11</p>
<p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p>					
<p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 地震情報、東海地震に関する情報等の通報に関すること。 (3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。 (4) 防災知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。</p>					

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>3 情報通信手段の整備</p> <p>災害時において、電話等情報通信施設は、損壊やふくそう現象により有効手段となり得ない可能性がある。災害対策にとって、情報収集及び伝達は欠かせない前提条件であり、情報通信手段の多ルート化が求められる。このため、高度情報化の進展を見ながら、次の情報通信手段の整備に努める。</p> <p>(1) 防災行政無線（移動系）の整備充実。</p> <p>(2) 防災行政無線の設備の更新。</p> <p>(3) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報提供システムの構築</p> <p>(4) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置。</p> <p>(5) 佐久市公衆無線LANの整備</p> <p>4 情報通信手段の確保</p> <p>(1) 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p>(2) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報の提供</p> <p>(3) パソコンやスマートフォンといった情報端末の活用</p> <p>(4) 緊急速報メールやソーシャルメディアなどの新しい情報提供ツールの活用</p> <p>(5) 佐久市公衆無線LANの活用</p>	<p>第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>3 情報通信手段の整備</p> <p>災害時において、電話等情報通信施設は、損壊やふくそう現象により有効手段となり得ない可能性がある。災害対策にとって、情報収集及び伝達は欠かせない前提条件であり、情報通信手段の多ルート化が求められる。このため、高度情報化の進展を見ながら、次の情報通信手段の整備に努める。</p> <p>(1) 防災行政無線（移動系）の整備充実。</p> <p>(2) 防災行政無線の設備の更新。</p> <p>(3) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報提供システムの構築</p> <p>(4) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置。</p> <p>4 情報通信手段の確保</p> <p>(1) 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p>(2) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報の提供</p> <p>(3) パソコンやスマートフォンといった情報端末の活用</p> <p>(4) 緊急速報メールやソーシャルメディアなどの新しい情報提供ツールの活用</p>	<p>情報通信手段の多ルート化による追加 本文 P76</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 第7節 消防活動計画</p> <p>1 消防活動体制の整備・強化</p> <p>(11) 消防団と自主防災組織の連携強化（さくの絆作戦）</p> <p>各地域の災害リスクを消防団と自主防災組織（区）が平時から防災マップ等並びに現場を随時確認・共有し、地域住民のより早い避難行動が図れるよう連携強化に努める。</p> <p>※ 佐久市消防団「さくの絆」作戦</p> <p>（さ）災害に備え（く）区と消防団とが連携し、災害対応を図る。</p>		<p>消防団と自主防災組織の連携強化（さくの絆作戦）を追加 本文 P89</p>

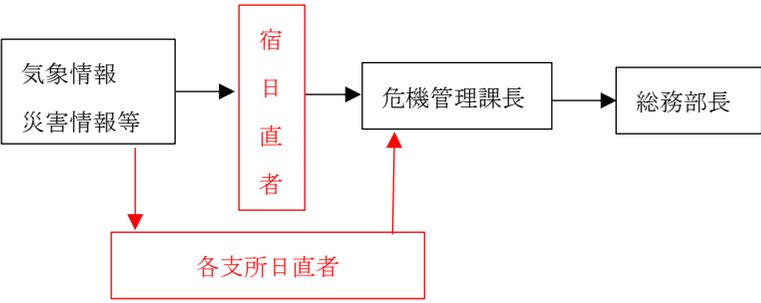
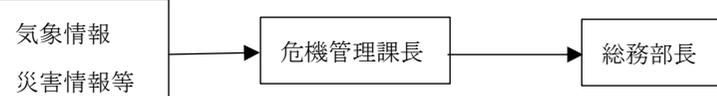
新	旧	修正理由・備考												
<p>第2章 第6節 救助・救急・医療・保険衛生計画</p> <p>2 医療用資機材の備蓄</p> <p>(1) 医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と浅間総合病院の在庫備蓄により対応する。</p> <p>(2) 本市にかかわる県の災害用医薬品備蓄事業所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="174 616 1016 715"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍋林(株)東信営業所</td> <td>小諸市大字西原字金山 646-10</td> <td>0267-25-8131</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 第7節 消防活動計画</p> <p>(4) 消防資機材等の整備</p> <p>火災に即応するには、消防資機材や通信体制の整備強化が不可欠であることから、消防資機材の計画的な更新補充及び高機能消防指令センターの更新・整備を図る。</p> <p>第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者支援計画</p> <p>(総務部(危機管理課) 福祉部(全課) 企画部(移住交流推進課) 経済部(観光課) 市民健康部(市民課・健康づくり推進課) 浅間総合病院)</p>	事業所名	所在地	電話番号	鍋林(株)東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	0267-25-8131	<p>第2章 第6節 救助・救急・医療・保険衛生計画</p> <p>2 医療用資機材の備蓄</p> <p>(1) 医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と浅間総合病院の在庫備蓄により対応する。</p> <p>(2) 本市にかかわる県の災害用医薬品備蓄事業所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1059 616 1901 762"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍋林(株)医薬事業部 佐久営業所</td> <td>佐久市佐久平駅北 27-1</td> <td>0267-66-7455</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 第7節 消防活動計画</p> <p>(4) 消防資機材の整備</p> <p>火災に即応するには、消防資機材並びに通信体制の整備強化が不可欠であり、消防資機材の計画的な更新補充、消防緊急情報システム及び現 有の無線・有線通信網の整備補充を図る。</p> <p>第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者支援計画</p> <p>(総務部(危機管理課) 福祉部(全課) 経済部(観光交流推進課) 市民健康部(健康づくり推進課) 浅間総合病院)</p>	事業所名	所在地	電話番号	鍋林(株)医薬事業部 佐久営業所	佐久市佐久平駅北 27-1	0267-66-7455	<p>名称、住所、電話番号の修正 本文 P85</p> <p>高機能消防指令センターの追加 本文 P87</p> <p>組織改編による修正 本文 P92</p>
事業所名	所在地	電話番号												
鍋林(株)東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	0267-25-8131												
事業所名	所在地	電話番号												
鍋林(株)医薬事業部 佐久営業所	佐久市佐久平駅北 27-1	0267-66-7455												

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 第12節 避難収容活動計画</p> <p>(総務部(危機管理課・税務課) 福祉部(福祉課・子育て支援課) 建設部(土木課・建築住宅課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 社会教育部(文化振興課))</p> <p>1 避難場所の確保</p> <p>受け入れる</p> <p>第2章 第13節 孤立防止対策</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>本市の自主防災組織は、98.3%の組織率(活動カバー率)である。</p> <p>第2章 第15節 給水計画</p> <p>(環境部(環境政策課) 建設部(公園緑地課) 学校教育部(教育施設課) 臼田支所 望月支所)</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 生活用水等の確保</p> <p>ア 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握するとともに、災害時協力井戸の登録を図る。</p> <p>第2章 第18節 ライフライン施設災害予防計画 4-3-(イ)</p> <p>地域振興局</p>	<p>第2章 第12節 避難収容活動計画</p> <p>(総務部(危機管理課・税務課) 福祉部(福祉課) 建設部(土木課・建築住宅課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 社会教育部(文化振興課))</p> <p>1 避難場所の確保</p> <p>受け入れる</p> <p>第2章 第13節 孤立防止対策</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>本市の自主防災組織は、97.9%の組織率(活動カバー率)である。</p> <p>第2章 第15節 給水計画</p> <p>(環境部(生活環境課) 臼田支所 望月支所)</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 生活用水等の確保</p> <p>ア 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。</p> <p>第2章 第18節 ライフライン施設災害予防計画 4-3-(イ)</p> <p>地方事務所</p>	<p>担当課の修正 本文 P100</p> <p>字句修正 本文 P100</p> <p>組織率の修正 本文 P106</p> <p>担当課の追加 本文 P109</p> <p>協定締結による追加 本文 P109</p> <p>名称変更による修正 本文 P115</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 第26節 農林水産物災害予防計画 (環境部 (環境政策課) 経済部 (農政課・耕地林務課) 臼田支所 望月支所)</p> <p>第2章 第28節 防災知識普及計画 企画部 (広報広聴課) 「自らの命は自らが守る」</p> <p>第2章 第33節 ボランティア活動の環境整備 1 ボランティア活動の現状</p> <p>本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。</p> <p>令和元年4月現在、センターへの登録状況の合計は、120団体、個人400名で、総数は8,431名である。なお、全市対象のボランティア連絡協議会の組織は現在ない。</p> <p>2 活動拠点</p> <p>ボランティアセンターは、佐久市社会福祉協議会本所、佐久市福祉総合センター、</p> <p>第2章 第36節 観光地の災害予防計画 (経済部 (観光課))</p>	<p>第2章 第26節 農林水産物災害予防計画 (環境部 (生活環境課) 経済部 (農政課・耕地林務課) 臼田支所 望月支所)</p> <p>第2章 第28節 防災知識普及計画 企画部 (広報情報課) 「自分の命は自分で守る」</p> <p>第2章 第33節 ボランティア活動の環境整備 1 ボランティア活動の現状</p> <p>本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会佐久支所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。</p> <p>平成24年10月現在、センターへの登録状況の合計は、165団体、個人184名で、総数は8,873名である。なお、全市対象のボランティア連絡協議会の組織は現在ない。</p> <p>2 活動拠点</p> <p>ボランティアセンターは、佐久市福祉総合センター、</p> <p>第2章 第36節 観光地の災害予防計画 (経済部 (観光交流推進課))</p>	<p>担当課の修正 本文 P130</p> <p>組織改編による修正 県地域防災計画修正に伴う修正 本文 P135</p> <p>時点修正 本文 P168</p> <p>運営組織追加 本文 P168</p> <p>組織改編による修正 本文 P176</p>

新			旧			修正理由・備考
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動			第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動			令和元年台風第19号の教訓による危機管理体制の見直しによる修正 本文 P251
活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒一次体制	<p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。</p> <p>○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。</p> <p>○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときで総務部長が必要と認めたとき。</p> <p>○気象庁の事前情報により、24時間降水量が150ミリ程度見込まれるとき。</p>	市長が必要と認めるとき、警戒本部を設置	警戒一次体制	<p>○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。</p> <p>○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。</p> <p>○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときで総務部長が必要と認めたとき。</p>	なし	
警戒二次体制	<p>○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。</p> <p>○国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき。</p> <p>○土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>○河川の水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき。</p> <p>○気象庁の事前情報により、24時間降水量が200ミリ程度見込まれるとき。</p> <p>○台風が、あらかじめ県内に接近又は通過すると見込まれるとき。</p>	市長が必要と認めるとき設置	警戒二次体制	<p>○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。</p> <p>○国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき。</p> <p>○土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>○河川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき。</p>		

新			旧			修正理由・備考
活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	
非常体制	<p>○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 <p>○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。</p> <p>○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。</p> <p>○気象庁の事前情報により、24時間降水量が250ミリ程度見込まれるとき。</p> <p>○令和元年東日本台風（台風第19号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。</p>	自動的に設置	非常体制	<p>○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 <p>○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。</p> <p>○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。</p>	市長が必要と認めるとき設置	令和元年台風第19号の教訓による危機管理体制の見直しによる修正 本文 P252
緊急体制 (全体)	<p>○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>○気象庁の事前情報により、24時間降水量が300ミリ程度見込まれるとき。</p>		緊急体制	<p>○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>		
		全体体制	<p>○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>			

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第1節 非常参集職員の活動 (2) 勤務時間外</p>  <pre> graph LR A[気象情報 災害情報等] --> B[宿 日 直 者] B --> C[危機管理課長] C --> D[総務部長] E[各支所日直者] --> B </pre>	<p>第3章 第1節 非常参集職員の活動 (2) 勤務時間外</p>  <pre> graph LR A[気象情報 災害情報等] --> B[危機管理課長] B --> C[総務部長] </pre>	<p>修正理由・備考</p> <p>令和元年台風 第19号の教訓 による危機管 理体制の見直 しによる修正 本文 P253</p>

新						旧							修正理由・備考
第3章 第1節 非常参集職員の活動 3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準						第3章 第1節 非常参集職員の活動 3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準							令和元年台風第19号の教訓による危機管理体制の見直しによる修正 ・組織改編による修正 本文 P254
部	課	警戒 一次体制	警戒 二次体制	非常 体制	緊急体制 (全体)	部	課	警戒 一次体制	警戒 二次体制	非常 体制	緊急体 制	全体 体制	
総務部	危機管理課	4 (2)	6 (2)	全職員	全職員	総務部	危機管理課	4	6	全職員	全職員	全職員	
企画部	企画課	0	2	9	全職員	企画部	企画課	0	2	1	9	全職員	
	広報広聴課	1		4	全職員		広報情報課	1		3	6	全職員	
	情報政策課	0		5	全職員		契約課	0		1	4	全職員	
	契約課	0		4	全職員	経済部	移住交流 推進課	0	2	4	全職員	全職員	
	移住交流推進課	0		5	全職員								
部	課	警戒 一次体制	警戒 二次体制	非常 体制	緊急体制 (全体)	部	課	警戒 一次体制	警戒 二次体制	非常 体制	緊急体 制	全体 体制	
経済部	農政課	1	2	全職員	全職員	経済部	農政課	1	2	4	全職員	全職員	
	耕地林務課		2	全職員	全職員		耕地林務課		2	全職員	全職員		
	商工振興課	0	2	全職員	全職員		商工振興課	0	2	2	全職員	全職員	
	観光課	0		全職員	全職員		観光課	0		4	全職員	全職員	
	農業委員会事務局	0	0	全職員	全職員		移住交流推進課	0		全職員	全職員		
						農業委員会 事務局	0	0	1	全職員	全職員		
※ () 内の数字は休日、平日夜間の宿日直者数													本文 P255

第3章 第1節 非常参集職員の活動

(3) 参集時の留意事項

服装	・応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を装着する。
携行品	・状況に応じ、次のものを持って参集のこと（おおむね3日分の必要量）。 ・筆記具、飲料水（水筒）、懐中電灯（携帯ライト）、食料、携帯ラジオ、応急医薬品、タオル、防寒具（冬期等）、身分証明書（名刺）、携帯電話・スマートフォン、充電器
安全参集	・車の運転には十分注意する（飲酒、過労）。 ・徒歩の場合は、危険個所を避ける（河川、山腹寄り）。 ・安全を最優先し、無理な参集はしない。
緊急措置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被害状況報告	・被災者、救助活動の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・ライフラインの状況 ・鉄道及び幹線道路等の状況 ・農地、農作物、農業施設等の状況

第3章 第1節 非常参集職員の活動

(3) 参集時の留意事項

服装	・応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携行品	・筆記具・携帯ライト・携帯ラジオ・タオル・飲料水、食料・応急医薬品等
緊急措置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被害状況報告	・鉄道及び幹線道路等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況 ・農地、農作物、農業施設等の状況

・携行品の修正
本文 P256

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第2節 災害直前活動</p> <p>1 警報等の受領・伝達 気象予報等伝達先 観光課</p> <p>2 警報等の住民に対する伝達活動【図】 広報広聴課</p> <div data-bbox="226 587 636 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>エフエム佐久平 佐久ケーブルテレビ さくネット 望月有線放送農業協同組合</p> </div> <p>3 異常現象発見時の通報 地域振興局</p> <p>4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行うとともに、適切な避難誘導を実施し災害に備える。（具体的な活動については、本章第13節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。）</p>	<p>第3章 第2節 災害直前活動</p> <p>1 警報等の受領・伝達 気象予警報等伝達先 観光交流推進課</p> <p>2 警報等の住民に対する伝達活動【図】 広報情報課</p> <div data-bbox="1111 587 1520 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>エフエム佐久平 佐久ケーブルテレビ 望月有線放送農業協同組合</p> </div> <p>3 異常現象発見時の通報 地方事務所</p> <p>4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害に備える。（具体的な活動については、本章第13節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。）</p>	<p>誤字修正 組織改編による修正 本文 P271, 272</p> <p>組織改編による修正 伝達方法の追加 本文 P272</p> <p>名称変更による修正 本文 P273</p> <p>避難誘導対策の変更による修正 本文 P273</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p>第3章 第2節 災害直前活動</p> <p>別紙 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="159 727 994 1062"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が 特に異常であるため 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	<p>第3章 第2節 災害直前活動</p> <p>別紙 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づくもの</p> <p>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の二次細分区域（主に市町村ごと別表5参照）に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="1043 743 1879 1078"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、 波浪、高潮等 によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、 高潮等 によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、 高潮等 によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	<p>気象庁の基準 変更に伴う 修正 本文 P274</p> <p>県地域防災計画修正に伴う 修正 本文 P274</p>
種類	概要																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が 特に異常であるため 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																	
種類	概要																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、 波浪、高潮等 によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																	
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、 高潮等 によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																	
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、 高潮等 によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																	

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大 雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特 別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事 項が明記される。
	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による 重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ る。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。

警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土 砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災 害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪 特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい ときに発表される。
	暴風 特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい ときに発表される。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に 加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な 災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨 警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災 害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

県地域防災計
画修正に伴う
修正

本文 P274

注意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	県地域防災計画修正に伴う修正 本文 P275
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
			着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船		

	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。			体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	県地域防災計画修正に伴う修正 本文 P275
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 洪水 、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

別表 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 長野地方気象台（令和2年8月6日現在）

佐久市	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
市町村をまとめた地域	佐久地域			
警報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	7	
	大雨(土砂災)	土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	布施川流域=7.1 濁川流域=6.4 湯川流域=22.4 中沢川流域=4.5 片貝川流域=7.2 滑津川流域=17.6 志賀川流域=11.9 雨川流域=9.8 谷川流域=5.9 鹿曲川流域=15.1 細小路川流域=7.9 八丁地川流域=11	
		複合基準 *1	布施川流域=(7, 7) 湯川流域=(5, 20.1) 中沢川流域=(7, 4) 片貝川流域=(7, 7.1) 滑津川流域=(5, 15.8) 志賀川流域=(5, 10.7) 雨川流域=(5, 8.8) 谷川流域=(5, 5.3) 鹿曲川流域=(7, 12.9) 千曲川流域=(7, 37.1)	
		指定河川洪水予報	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	暴風	平均風速	平均風速 17m/s	
	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20 cm		

警報

発表官署	長野地方気象台											
府県予報区	長野県											
一次細分区域	北部			中部				南部				
市町村等をまとめた地域	長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	千伊那地域	
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風	平均風速 17m/s 以上。										
	暴風	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。										
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 25cm	40cm	平地 25cm	菅平周辺 25cm	20cm	30cm	20cm	20cm	20cm	菅平周辺を除く地域 20cm	

気象庁の発表基準変更による修正

本文 P276

注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	71
	洪水	流域雨量指数基準	布施川流域=5.6 濁川流域=5.1 湯川流域=17.9 中沢川流域=3.6 片貝川流域=5.7 滑津川流域=14 志賀川流域=9.5 雨川流域=7.8 谷川流域=4.7 鹿曲川流域=12 細小路川流域=6.3 八丁地川流域=8.8
		複合基準 *1	布施川流域=(5, 5.5) 湯川流域=(5, 14.3) 中沢川流域=(5, 2.9) 片貝川流域=(5, 4.6) 滑津川流域=(5, 14) 志賀川流域=(5, 9.5) 雨川流域=(5, 7.8) 谷川流域=(5, 3.8) 鹿曲川流域=(7, 9.6) 細小路川流域=(5, 5) 千曲川流域=(5, 33.4)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	強風	平均風速	平均風速 13m/s
	風雪	平均風速	平均風速 13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm
	雷	雷落等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
濃霧	視程	100m	

注意報											
発表官署	長野地方気象台										
府県予報区	長野県										
一次細分区域	北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域	長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍高地地域	諏訪地域	上伊那地域	本伊那地域	千伊那地域
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合									
	強風	平均風速 13m/s 以上。									
	風雪	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。									
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 15cm	25cm	平地 15cm	普通平地 15cm	10cm	10cm	20cm	10cm	10cm	10cm
	雷	雷落雷等により被害が予想される場合									
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上									

気象庁の発表基準変更による修正
本文 P276

乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55% ※2	
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。 または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上	
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

*1 表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせによる基準値

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

濃霧 (視程)	100m		
乾燥	最小湿度 20% で実効湿度 55% ※1	最小湿度 20%で実効湿度 55%※2	最小湿度 20%で実効湿度 55%※1
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上		
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		

※1 湿度は長野地方気象台の値。

※2湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

気象庁の発表
基準変更による修正
本文 P276

<p>(4) 警報・注意報基準一覧表（別表）の解説</p> <p>ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</p> <p>イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>ウ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p>	<p>県版警報・注意報基準一覧表の解説</p> <p>(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。</p> <p>(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</p> <p>(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p> <p>【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】</p> <p>(1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“—”で示している。</p>	<p>気象庁の警報・注意報基準一覧表の修正による修正</p> <p>本文 P277</p>
---	---	---

<p>エ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>オ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表の土壌雨量指数基準は、市の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ参照 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)</p> <p>カ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</p> <p>キ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表は、主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、気象庁ホームページ参照 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)</p>	<p>(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。</p> <p>(3) 大雨及び洪水の欄中、R-1、R-3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R-1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</p> <p>(4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</p> <p>(5) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、資料：気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。</p> <p>(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。</p>	<p>気象庁の警報・注意報基準一覧表の修正による修正 本文 277</p>
--	---	---

<p>ク 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その地点の基準値は、気象庁ホームページ参照 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)</p> <p>ケ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「千曲川上流〔下越・塩名田〕」は、洪水警報においては、「指定河川である千曲川に発表された洪水予報において、下越・塩名田の基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「下越・塩名田の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>コ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>別表1～5（削除）</p>	<p>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>別表1～5</p>	<p>気象庁の警報・注意報基準一覧表の修正による修正 本文 P277</p>
---	--	--

2 水防法にもとづくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川（対象河川：千曲川）について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報又は注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、長野県知事が水防活動のために発表する警報をいう。

県地域防災計画修正による追加
本文 P278

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

※水防警報の内容及び水防活動の詳細は、佐久市水防計画書を参照。

3 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。 常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

県地域防災計画修正による追加
本文 P279

洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>県地域防災計画修正による追加</p> <p>本文 P279</p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	
<p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内</p>		

<p>容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警戒の「危険度分布」で発表される。</p> <p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意情報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表され、この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p>		<p>県地域防災計画修正による追加</p> <p>本文 P280</p>
--	--	--------------------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第3節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>◎佐久市の災害情報連絡系統</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告(様式第9号)</p> <div data-bbox="224 389 539 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活環境課 白田支所 (経済建設環境係) 望月支所 (経済建設環境係)</p> </div> <p>(23) 水防情報</p> <p>雨量・水位の通報</p> <div data-bbox="224 727 539 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ダム、水門管理者</p> </div> <p>第3章 第5節 ヘリコプターの活用計画 (4)の図</p> <p>自衛隊ヘリコプター ホイスト:○(あり) ヘリテレ:○(あり)</p> <p>第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画 2 派遣部隊の活用</p> <p>地域振興局</p> <p>第3章 第10節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>企画部(移住交流推進課) 経済部(観光課)</p> <p>第3章 第13節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>(総務部(危機管理課・税務課) 企画部(広報情報課) 福祉部(福祉課・子育て支援課) 経済部(観光課) 建設部(建築住宅課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 社会教育部(生涯学習課・文化振興課・体育課・中央公民館))</p>	<p>第3章 第3節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>◎佐久市の災害情報連絡系統</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告(様式第9号)</p> <div data-bbox="1106 389 1422 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活環境課 白田支所 (市民福祉係) 望月支所 (市民福祉係)</p> </div> <p>(23) 水防情報</p> <p>雨量・水位の通報</p> <div data-bbox="1106 727 1422 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ダム、水門 こう門管理者</p> </div> <p>第3章 第5節 ヘリコプターの活用計画 (4)の図</p> <p>自衛隊ヘリコプター ホイスト:(なし) ヘリテレ:(なし)</p> <p>第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画 2 派遣部隊の活用</p> <p>地方事務所</p> <p>第3章 第10節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>経済部(観光交流推進課)</p> <p>第3章 第13節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>(総務部(危機管理課・税務課) 企画部(広報情報課) 福祉部(福祉課) 建設部(建築住宅課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 社会教育部(生涯学習課・文化振興課・体育課・中央公民館))</p>	<p>組織改編による修正 本文 P298</p> <p>市内にこう門がないため削除 本文 P303</p> <p>自衛隊ヘリコプターの能力修正 本文 P325</p> <p>名称の変更による修正 本文P330、331</p> <p>組織改編による修正 本文P351、P360</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第13節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>3 避難の誘導・移送</p> <p>(6) 避難時の留意事項</p> <p>イ 携帯品は、必要最小限のものにする。</p> <p>(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、持病薬、常備薬等)</p> <p>第3章 第15節 1 食料品等の調達 [県]</p> <p>地域振興局</p> <p>第3章 第18節 保険衛生、感染症予防活動</p> <p>(市民健康部(健康づくり推進課) 環境部(環境政策課) 福祉部(高齢者福祉課) 浅間総合病院)</p> <p>第3章 第22節 危険物施設等応急活動 2 (5)</p> <p>地域振興局</p> <p>4 連絡系統図</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課</p> <p>第3章 第24節 災害広報活動</p> <p>2 広報の手段 (5) その他</p> <p>市のホームページ、さくネット、防災無線(無料)テレホンサービス、 地域コミュニケーションシステム、区貸与スマートフォン、掲示板、広報紙等により、周知する。</p>	<p>第3章 第13節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>3 避難の誘導・移送</p> <p>(6) 避難時の留意事項</p> <p>イ 携帯品は、必要最小限のものにする。</p> <p>(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)</p> <p>第3章 第15節 1 食料品等の調達 [県]</p> <p>地方事務所</p> <p>第3章 第18節 保険衛生、感染症予防活動</p> <p>(市民健康部(健康づくり推進課) 環境部(生活環境課) 福祉部(高齢者福祉課) 浅間総合病院)</p> <p>第3章 第22節 危険物施設等応急活動 2 (5)</p> <p>地方事務所</p> <p>4 連絡系統図</p> <p>佐久地方事務所—地域政策課</p> <p>第3章 第24節 災害広報活動</p> <p>2 広報の手段</p> <p>(5) その他</p> <p>市のホームページ、掲示板、広報紙等により、周知する。</p>	<p>携行品の追加 本文 P364</p> <p>名称変更による修正 本文 P371 組織改編による修正 本文 P385</p> <p>名称変更による修正 本文 P393、P395</p> <p>時代に即したメディア活用手段の追加 本文 P416</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第33節 飼養動物の保護対策 (環境部(環境政策課) 経済部(農政課))</p> <p>第3章 第35節 義援物資、義援金の受入れ体制</p> <p>2 義援物資</p> <p>(3) 配分</p> <p>自己調達物資及び応援物資等を調整し、被災者のニーズを踏まえた効果的な配分を行う。なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 支援金の受入れ</p> <p>市への見舞金等の寄附は、支援金として一般会計に受入れ、復旧・復興のために市が行う事業の財源とする。</p> </div> <p>第3章 第36節 災害救助法の適用 3適用手続き 法の適用事務の図 佐久地域振興局</p> <p>第3章 第37節 観光地の災害応急対策 (経済部 観光課)</p>	<p>第3章 第33節 飼養動物の保護対策 (環境部(生活環境課) 経済部(農政課))</p> <p>第3章 第35節 義援物資、義援金の受入れ体制</p> <p>2 義援物資</p> <p>(3) 配分</p> <p>自己調達物資及び応援物資等を調整し、被災者のニーズを踏まえた効果的な配分を行う。なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。</p> <p>第3章 第36節 災害救助法の適用 3適用手続き 法の適用事務の図 佐久地方事務所</p> <p>第3章 第37節 観光地の災害応急対策 (経済部 観光交流推進課)</p>	<p>担当課の修正 本文 P447</p> <p>支援金の受入れにつき追加 本文 P451</p> <p>名称変更による修正 本文 P453</p> <p>組織改編による修正 本文 P457</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4章 復旧・復興 第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 生活福祉金（災害援護資金等）の貸付け 地域振興局</p> <p>6 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）が行う。）</p> <p>(2) 適用手続</p> <p>市は、支援法に基づき支援法人の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</p> <p>7 佐久市被災者生活再建支援金の支給</p> <p>市は、「佐久市被災者生活再建支援金支給要綱」及び「信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱」に基づき、市内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建を支援するため、佐久市被災者生活再建支援金の支給を行う。</p> <p>※番号線下がり</p>	<p>第4章 復旧・復興 第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 生活福祉金（災害援護資金等）の貸付け 地方事務所長</p> <p>6 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）</p> <p>(2) 適用手続</p> <p>市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</p>	<p>名称変更による修正 本文 P558</p> <p>被災者の生活再建支援の拡充による修正 本文 P559</p> <p>名称変更による修正 本文 P560</p> <p>被災者の生活再建支援の拡充のため新設 本文 P561</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 総則 第1節 被害想定</p> <p>2 想定地震</p> <p>『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野盆地西縁断層帯 ・木曾山脈西縁断層帯（主部北部） ・糸魚川—静岡構造線断層帯（全体） ・境峠・神谷断層帯（主部） ・糸魚川—静岡構造線断層帯（北部） ・想定東海地震 ・糸魚川—静岡構造線断層帯（南部） ・南海トラフ巨大地震 基本ケース ・伊那谷断層帯（主部） ・南海トラフ巨大地震 陸側ケース ・阿寺断層帯（主部南部） <p>3 糸魚川—静岡構造線断層帯（全体、北部、南部）の想定結果</p> <p>(2) 被害想定結果（表内）</p> <p>冬 18時強風時</p> <p>第2章 災害予防計画 第2.5節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>（総務部（危機管理課） 経済部（観光課） 建設部（土木課））</p>	<p>第1章 総則 第1節 被害想定</p> <p>2 想定地震</p> <p>『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における主な想定地震は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野盆地西縁断層帯の地震 ・境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ・糸魚川—静岡構造線断層帯の地震 ・想定東海地震 ・伊那谷断層帯（主部）の地震 ・南海トラフ巨大地震 基本ケース ・阿寺断層帯（主部南部）の地震 ・南海トラフ巨大地震 陸側ケース ・木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 <p>3 想定結果</p> <p>(2) 被害想定結果（表内）</p> <p>冬 12時強風時</p> <p>第2章 災害予防計画 第2.5節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>（総務部（危機管理課） 経済部（観光交流推進課） 建設部（土木課））</p>	<p>記載漏れによる修正</p> <p>本文 P651</p> <p>断層帯名称記載による修正</p> <p>本文 P653</p> <p>誤記修正</p> <p>本文 P654</p> <p>組織改編による修正</p> <p>本文 P687</p>

新			旧			修正理由・備考
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動			第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動			
活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒 一次体制	○市域に震度4の地震が発生したとき ○東海地震観測情報が発表されたとき	なし	警戒 一次体制	○市域に震度4の地震が発生したとき ○東海地震観測情報が発表されたとき	なし	
警戒 二次体制	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	市長が必要と認め たとき設 置	警戒 二次体制	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき		
非常体制	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○東海地震注意情報、又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に 設置	非常体制	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○東海地震注意情報が発表されたとき ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○その他市長が必要と認めたとき	市長が必 要と認め たとき設 置	
緊急体制 (全体)	○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6強以上の地震が発生したとき ○東海地震予知情報が発表されたとき ○東海地震に係る警戒宣言が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき ○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合 で、市長が必要と認めたとき	自動的に 設置	緊急体制	○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6強以上の地震が発生したとき ○東海地震予知情報が発表されたとき ○東海地震に係る警戒宣言が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に 設置	
			全体体制	○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合 で、市長が必要と認めたとき		
※ 2 配備体制の決定及び配備指令の伝達 (1) 勤務時間外の図及び 3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準の修正箇所は、風水害対策編に同じ。						

新	旧	修正理由・備考
<p>第5章 東海地震に関する事前対策計画 第4節 広報計画 (企画部 (広報広聴課))</p> <p>第5章 第9節 消防・救急救助対策等 (企画部 (広報広聴課))</p> <p>第5章 第11節 交通及び輸送対策 (総務部 (危機管理課・財政課) 経済部 (観光課)</p>	<p>第5章 東海地震に関する事前対策計画 第4節 広報計画 (企画部 (広報情報課))</p> <p>第5勝 第9節 消防・救急救助対策等 (企画部 (広報情報課))</p> <p>第5章 第11節 交通及び輸送対策 (総務部 (危機管理課・財政課) 経済部 (観光交流推進課)</p>	<p>組織改編による修正 本文 P955</p> <p>組織改編による修正 本文 P963</p> <p>組織改編による修正 本文 P965</p>

新			旧			修正理由・備考
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 1 活動体制			第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立 1 活動体制			
活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒一次体制	○浅間山に関する噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル2）が発表されたときで、総務部長が配備の必要があると認めたとき	市長が必要と認めるとき、警戒本部を設置	警戒一次体制	○浅間山に関する噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル2）が発表されたときで、総務部長が配備の必要があると認めたとき	市長が必要と認めるとき設置	
警戒二次体制	○浅間山に関する噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたときで、市長が必要と認めたとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき		警戒二次体制	○浅間山に関する噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたときで、市長が必要と認めたとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき		
非常体制	○特別警報が発表されたとき ○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に設置	非常体制	○特別警報が発表されたとき ○浅間山に関する噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表され、災害が発生するおそれがあるとき ○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき		
※ 2 配備体制の決定及び配備指令の伝達 (1) 勤務時間外の図及び 3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準の修正箇所は、風水害対策編に同じ。						
5 広域的応援体制 佐久地域振興局			5 広域的応援体制 佐久地方事務所			名称変更による修正 本文 P1157

新				旧				修正理由・備考																																		
第3章 災害応急対策計画 第2節 災害発生直前の対策 浅間山のレベル表				第3章 災害応急対策計画 第2節 災害発生直前の対策 浅間山のレベル表				気象庁の内容 変更による 修正 本文 P1181																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域 及びそれ より火口 側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準備)</td> <td>居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周 辺 警報</td> <td>火口から 居住地域 近くまで</td> <td>3 (入山規制)</td> <td>防災対応の範囲を拡大 (4 km を越える範囲で注 意喚起、一時規制等)</td> </tr> <tr> <td>火口周 辺</td> <td>2 (火口周 辺規 制)</td> <td>登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口か ら 2 km 以内規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (活火山であ ることに留 意)</td> <td>火口付近立入禁止 (火口から 500m 以内規 制) (火山活動の状況により 緩和も検討)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)		居住地域避難等	4 (避難準備)	居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)	噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周 辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4 km を越える範囲で注 意喚起、一時規制等)	火口周 辺	2 (火口周 辺規 制)	登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口か ら 2 km 以内規制)	噴火予報	火口内等	1 (活火山であ ることに留 意)	火口付近立入禁止 (火口から 500m 以内規 制) (火山活動の状況により 緩和も検討)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予 報 警 報</th> <th>対象範囲を 付した名称</th> <th>噴火警戒レ ベル (キー ワード)</th> <th>防 災 対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴 火 警 報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 略称：噴火警報</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準 備)</td> <td>居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴 火 予 報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周 辺) 略称：火口周 辺 警報</td> <td>3 (入山規 制)</td> <td>防災対応の範囲を拡大 (4 km をこえる範囲で注意喚起、一時 規制等)</td> </tr> <tr> <td>2 (火口周 辺規 制)</td> <td>登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口から 2 km 以内 規制)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴 火 予 報</td> <td rowspan="2">噴火予報</td> <td>1 (平常)</td> <td>火口付近立入禁止 (火口から 500m 以内規制) (火山活動の状況により緩和も検討)</td> </tr> </tbody> </table>	予 報 警 報	対象範囲を 付した名称	噴火警戒レ ベル (キー ワード)	防 災 対 応	噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域) 略称：噴火警報	5 (避難)	居住地域避難等	4 (避難準 備)	居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)	噴 火 予 報	噴火警報 (火口周 辺) 略称：火口周 辺 警報	3 (入山規 制)	防災対応の範囲を拡大 (4 km をこえる範囲で注意喚起、一時 規制等)	2 (火口周 辺規 制)	登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口から 2 km 以内 規制)	噴 火 予 報	噴火予報	1 (平常)
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応																																							
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域避難等																																							
		4 (避難準備)	居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)																																							
噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周 辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4 km を越える範囲で注 意喚起、一時規制等)																																							
	火口周 辺	2 (火口周 辺規 制)	登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口か ら 2 km 以内規制)																																							
噴火予報	火口内等	1 (活火山であ ることに留 意)	火口付近立入禁止 (火口から 500m 以内規 制) (火山活動の状況により 緩和も検討)																																							
予 報 警 報	対象範囲を 付した名称	噴火警戒レ ベル (キー ワード)	防 災 対 応																																							
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域) 略称：噴火警報	5 (避難)	居住地域避難等																																							
		4 (避難準 備)	居住地域避難準備 (自主避難、要配慮者避難あり)																																							
噴 火 予 報	噴火警報 (火口周 辺) 略称：火口周 辺 警報	3 (入山規 制)	防災対応の範囲を拡大 (4 km をこえる範囲で注意喚起、一時 規制等)																																							
		2 (火口周 辺規 制)	登山禁止 (火口から 4 km 以内規制) 火口周辺立入禁止 (火口から 2 km 以内 規制)																																							
噴 火 予 報	噴火予報	1 (平常)	火口付近立入禁止 (火口から 500m 以内規制) (火山活動の状況により緩和も検討)																																							

新	旧	修正理由・備考										
<p>第3章 第2節 災害発生直前の対策</p> <p>1 噴火警報等の種類と発表</p> <p>(2) 各噴火レベル等に応じたJアラート（全国瞬時警報システム）放送文</p> <table border="1" data-bbox="159 389 992 1195"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 389 353 437">レベル等</th> <th data-bbox="358 389 992 437">放送文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 440 353 691"> 噴火の事実があり、現在の噴火レベルが上がった場合 </td> <td data-bbox="358 440 992 691"> 【噴火速報】 ○噴火速報、浅間山が噴火しました。 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 ○噴火速報、浅間山が噴火したようです。(※) 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 694 353 807"> レベル 1～3 </td> <td data-bbox="358 694 992 807"> 【噴火警報】 ○なし </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 810 353 1003"> レベル4 </td> <td data-bbox="358 810 992 1003"> 【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル4が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1007 353 1195"> レベル5 </td> <td data-bbox="358 1007 992 1195"> 【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル5が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 浅間山の噴火の状況が雲により監視カメラで撮影できない場合に使用 （情報源は、地震計、爆発の衝撃（空振）による。）</p>	レベル等	放送文	噴火の事実があり、現在の噴火レベルが上がった場合	【噴火速報】 ○噴火速報、浅間山が噴火しました。 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 ○噴火速報、浅間山が噴火したようです。(※) 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。	レベル 1～3	【噴火警報】 ○なし	レベル4	【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル4が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。	レベル5	【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル5が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。	<p>第3章 第2節 災害発生直前の対策</p> <p>1 噴火警報等の種類と発表</p>	<p>Jアラート放送文（佐久市）の追加 本文 P1182</p>
レベル等	放送文											
噴火の事実があり、現在の噴火レベルが上がった場合	【噴火速報】 ○噴火速報、浅間山が噴火しました。 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 ○噴火速報、浅間山が噴火したようです。(※) 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。											
レベル 1～3	【噴火警報】 ○なし											
レベル4	【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル4が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。											
レベル5	【噴火警報】 ○ただいま、噴火レベル5が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。											

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 第5節 要配慮者に対する応急活動 企画部（移住交流推進課） 経済部（観光課）</p> <p>第3章 第7節 避難収容活動</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課） 企画部（広報広聴課） 福祉部（福祉課、子育て支援課） 経済部（商工振興課、観光課）（建設部（建築住宅課） 学校教育部（学校教育課・教育施設課） 社会教育部（生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館））</p> <p>第4章 第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課） 企画部（広報広聴課） 福祉部（福祉課） 建設部（都市計画課））</p>	<p>第3章 第5節 要配慮者に対する応急活動 経済部（観光交流推進課）</p> <p>第3章 第7節 避難収容活動</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課） 企画部（広報情報課） 福祉部（福祉課） 建設部（建築住宅課） 学校教育部（学校教育課・教育施設課） 社会教育部（生涯学習課・文化振興課・体育課・中央公民館））</p> <p>第4章 第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課） 企画部（広報情報課） 福祉部（福祉課） 建設部（都市計画課））</p>	<p>組織改編による修正 本文 P1185</p> <p>組織改編による修正 本文 P1187</p> <p>組織改編による修正 本文 P1304</p>

新			旧	修正理由・備考
第2章 第5節 広域相互応援計画			第2章 第5節 広域相互応援計画	関係機関等との応援体制の拡充による追加 本文 P84
災害時等における水質検査業務に関する協定 (資料5-29)	佐久圏域水道水質検査協議会 一般社団法人上田薬剤師会	災害時協力井戸等の水を飲料水として利用する場合、水質検査業務を要請することができる。		
災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定 (資料5-30)	公益社団法人長野県トラック協会 佐久地区輸送協議会	(1)災害時に全国より寄せられる支援物資の管理等 (2)佐久市の友好都市などで災害が発生し、物資を緊急・救援輸送する場合に必要となる、荷さばきに要する人材やフォークリフト等資機材の手配等		
災害に係る情報発信等に関する協定書 (資料5-31)	ヤフー株式会社	災害時等、市が住民に必要な情報を迅速に発信し、市の機能低下を軽減させることができる。		
災害時における要配慮者等の避難所確保に関する協定 (資料5-32)	佐久市ホテル旅館組合	(1)臨時宿泊施設としての避難所確保 (2)感染症への対応		